



里親の認知が進み 笑顔で暮らせる世の中に

兵庫県加東こども家庭センター 所長

弓岡 美由希

児童養護施設などには、生活困窮やひとり親家庭で育てられない、児童虐待など保護者側の理由で入所している子どものほか、ひきこもりや非行など子どもの成長のために入所している子どももあり、入所の理由はさまざまです。

そのような子どもたちが里親の元で暮らす最大のメリットは、“集団生活ではない、家庭的な環境の中で生活できること”です。

実の親と同じ家庭で過ごすことができない子どもでも、里親の元で過ごすことで、養育者である大人が固定化し、お互いを愛し、お互いに信頼できる関係を築くことができます。この関係は、子どもが安心して毎日を過ごすためにとても重要です。

一方、施設で生活する場合、養育者は時間によって変わっていき、家庭ほどの愛着形成が進まないことがあります。また、役割分担中心の集団生活から一人立ちした時、生活全体が見えず、悩むこともあります。

里親の元で過ごすことは、子どもにとってプラスになることなのです。

ただ、里親への委託率は約26%と低く、その原因には、里親登録者が少ないとや、実の親が里親委託に同意されないことがあります。

里親に預けてしまうことで、子どもにとって父・母の存在がもうひとつできてしまうことを嫌がる方や、中には“自分の子どもがとられてしまう”という認識の方もおられ、施設に預けることには同意するが、里親に預けることには同意しない実の親もたくさんおられます。

このような認識を変えるため、また、実の親と過ごすことが出来ない子どもが一人でも多く、子どもにとってプラスとなる家庭的な環境で過ごせるようにするために、私たちこども家庭センターをはじめ、自治体などが里親制度の啓発をより行う必要があります。

里親や里親宅で生活する子どもたちが笑顔で暮らせる世の中にするために。

里親へのステップ[®]

STEP 1 兵庫県加東こども家庭センターに相談
里親になるための条件や手続きの方法等を説明

STEP 2 研修受講&家庭訪問
実習を含む研修を受講いただくほか、家庭環境の調査を実施

STEP 3 里親登録
兵庫県の審査を経て、里親として登録

STEP 4 ひきあわせ(交流)
子どもとの面会や外出、宿泊等を実施し、状況を観察

里親委託決定<新たな家庭の誕生>

里親になるための 4つの条件

1 子どもの養育について理解と熱意、愛情を持っていること



2 経済的に困窮していないこと

3 里親になるために必要な研修を受講していること

4 里親希望者本人やその家族等が虐待などする恐れがないこと

里親という存在は、決して遠いものではありません。

制度を知ることで、自分にできることが見えてきます。

里親をやってみたい方、興味がある方、まずはお電話でも結構です。兵庫県加東こども家庭センターにご連絡ください。

問兵庫県加東こども家庭センター ☎27-8250 Ⓛ679-0212 加東市下滝野1269-2